

氏名 (法人にあっては名称)	シン・エナジー株式会社
住所	兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6 神戸国際会館14階

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	有		
電 気 事 業 の 概 要	【エネルギーの総合プロデュース&エンジニアリング企業】 これからの「電力会社」として、エネルギーを創るところから賢く使うところまでのサービスをワンストップで提供し、持続可能な社会の実現を目指しています。 ■創エネ事業 「エネルギーの地産地消」や「小規模分散型エネルギー社会」を目指し、全国規模で再生可能エネルギー（バイオマス・太陽光・地熱・水力など）の開発を進めています。 ■新電力事業 地域で創った電気を地域内で消費するために、単に電気を安くということだけではなく地域に貢献する価値あるサービスを提供しています。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の 状 況	年 度	基礎二酸化炭素排出量	把握率
	前年度実績（2023年度）	8（千t-CO ₂ ）	100.00（%）
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 の 実 施 状 況	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度目標（2023年度）	0.000（kg-CO ₂ /kWh）	0.000（kg-CO ₂ /kWh）
	前年度実績（2023年度）	0.456（kg-CO ₂ /kWh）	0.548（kg-CO ₂ /kWh）
	（措置の実施状況）		
	数値は暫定値となっています。 CO2削減の重要性について認識し、再エネ電源の調達や再エネメニューの検討に尽力しています。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度目標（2023年度）	0（千kWh）	0.00（%）
	前年度実績（2023年度）	0（千kWh）	0.00（%）
	（措置の実施状況）		
	取引先の電源種別やその割合が不明の為、正確な電源構成が記載できません。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度目標（2023年度）	0（千kWh）	0.00（%）
	前年度実績（2023年度）	1,492（千kWh）	9.00（%）
	（措置の実施状況）		
	需要家のニーズに合わせて、確保できるよう前向きに検討しています。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況	当社ではこれまでに未利用エネルギーを利用した発電を推進し、着実に実績を蓄積してきました。電源開発の種類は、未利用温泉熱を利用した地熱発電、地元未利用木材を利用したバイオマス発電、位置エネルギーを利用した小水力発電など多岐にわたります。未利用エネルギーを利用した発電による電気の供給量を今後いっそう増加させるよう各地で電源開発に取り組んでいます。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置の実施状況	当社は火力発電所を有していません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況	・当社は経営理念として「未来の子どもたちからの「ありがとう」のため生きとし生けるものと自然が共生できる社会を創造します」を掲げております。 ・需給ひっ迫に備えてDRを要請し、副次的に地球温暖化の防止に取り組んでおります。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況	全社をあげて、クールビズ・ウォームビズ・昼休みの消灯・サマータイム導入等、節電に積極的に取り組んでおります。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するものと並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。